

人権上の各重要課題については、これまでもそれぞれの部局において、各分野別の計画などを基に、その解決に取り組んできたところであり、今後とも、各課題の社会的な背景や、これまでの取組の成果や反省等を踏まえるとともに、人権問題が複雑化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて各部局の十分な連携を図る。

なお、基本的考え方に示したように、人権の問題は、人権が十分に保障されているとはいえない人だけの問題ではなく、市民一人一人の身近な問題であり、社会全体の問題である。具体的な施策の推進に当たっては、施策の対象となる市民とそれ以外の市民とは別であるという印象を与えないよう、行政をはじめ、課題の解決に取り組む市民、人権関係団体、企業、NPO等が、「すべての人の人権を尊重する」という視点に立つ必要がある。

ここでは、人権上の重要な課題の解決に関して、本市が施策を推進するに当たっての、各重要課題についてのこれまでの動向、現状と課題及び今後の施策の在り方について簡潔に示す。

● 女性 ●

これまでの動向

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取組は、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に大きく展開されてきた。平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議では「女性のエンパワーメント^{*}」をキーワードに、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」など12の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択された。また、「北京行動綱領」の実施状況を評価し、今後に向けた取組を検討することを目的として、平成12（2000）年に「女性2000年会議」が開催され、「成果文書」が採択されている。

国においては、昭和50（1975）年の第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和52（1977）年に「国内行動計画」が、昭和62（1987）年には



「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（平成3（1991）年改定）が策定されるなどの取組が進められてきた。また、平成8（1996）年には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、このプランの下で、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの改正による雇用分野における制度改正が実施（平成11（1999）年4月）されている。平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、5つの基本理念の達成に向けて、国、地方公共団体、国民の役割が定められた。更に、「男女共同

参画基本計画」を平成12(2000)年に策定するとともに、平成13(2001)年には内閣府に「男女共同参画局」を設置するなど、推進体制の強化を図っている。また、「ストーカー行為^{*}等の規制等に関する法律」(平成12(2000)年施行)及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13(2001)年施行、平成16(2004)年改正法施行)と、女性に対する暴力を防止する法制度が整備されてきた。

本市においては、昭和57(1982)年に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定するとともに、同計画の取組期間が終了する平成4(1992)年3月には、「女性の働く権利の保障」や「家庭や社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進」などの基本目標を掲げた「第2次京都市女性行動計画」を策定した。また、平成14(2002)年3月には、これまでの内容を充実、発展させた「きょうと男女共同参画推進プラン」(第3次京都市女性行動計画)を策定し、男女共同参画に係る総合的な取組の推進を図っている。更に、平成15(2003)年12月には、市民や事業者とのパートナーシップの下、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための新たな指針として「京都市男女共同参画推進条例」を制定している。

現状と課題

現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担を反映した制度・慣行等が、今なお根強く存在している。中でも、働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための一つの手段であり、その権利は男女を問わず保障されるべきものであるにもかかわらず、女性の就労率(約5割)は男性(約7割)に比べ低く、就職に当たっても「子どもの面倒をみてくれる場がない」、「家族の理解や協力が得られない」などの問題を多く抱えている。また、企業等において管理職に占める女性の割合は依然として低い状況にある。

また、女性に対する暴力は、女性の人権に対する重大な侵害行為であり、肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるか若しくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力を含んでいる。京都市女性総合センター「ウィングス京都」における平成15(2003)年度の相談件数のうち、暴力に関する相談が29.4%を占めているだけでなく、本市が平成11(1999)年に実施した「女性への暴力に関する市民意識調査」において、実際にドメスティック・バイオレンス^{*}の被害経験を持つ女性が32.1%に上っているなど、早期根絶を図るべき問題である。このほかにもセクシュアル・ハラスメント^{*}、ストーカー行為など、様々な形の女性に関する暴力事案の発生や、女性に対する暴力を助長する要因ともなる性の商品化^{*}や性情報の氾濫等が社会問題となっている。

今後の施策の在り方

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する必要がある。そのためには、一人一人の人権を尊重することを基礎としながら、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して各種の取組を推進する必要がある。また、その中では、社会

的・文化的に形成された性差（ジェンダー[※]）に基づく固定的な役割分担等にとらわれない視点も必要である。



〔保育・学校教育〕

- ・男女が共に男女共同参画社会の担い手として尊重、協力し合いながら、健康で明るい家庭、社会生活を営むことのできる能力や態度の育成
- ・保育、教育活動の中に、性別による固定的な役割分担を反映した慣行や子どもたちへのかかわりが残されていないかの点検、改善
- ・男女平等教育の一環として、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した性教育の推進

〔啓発〕

- ・男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動の積極的な推進、市民等の自主的な取組の支援

〔雇用・意思決定〕

- ・雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため、事業者に対する広報、啓発活動の積極的な推進及び事業者の自主的な取組の促進
- ・男女があらゆる分野での政策・方針等意思決定過程に参画できるよう、具体的な登用計画の策定に基づく市の審議会等における女性委員の登用の推進、企業、各種団体等の取組の支援

〔暴力〕

- ・ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、女性の人権尊重に向けた広報・啓発の強化及び関係機関等との連携による被害者への支援

● 子ども ●

これまでの動向

平成6（1994）年に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されている。

国においては、憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきた。近年の子どもを取り巻く状況から、「次世代育成支援対策推進法」の制定（平成15（2003）年）や関連法（児童福祉法、児童虐待防

止法、児童手当法、育児・介護休業法)の改正がなされている。

本市では、これまでから子育て支援を市政の最重要施策の一つに位置付け「いのちと人権をはぐくむ子育て支援都市・京都の創造」に向けて、子ども健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として、平成9(1997)年に「京(みやこ)・子どもいきいきプラン(京都市児童育成計画)」を策定し、児童福祉、母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を推進してきた。平成17(2005)年には、「子育て支援都市・京都」の更なる発展を目指して、子育ての現状や市民ニーズを踏まえ、子育てを総合的かつより効果的に進めるための新たな計画として新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」を策定した。

現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域の養育力が低下している。このような中、子育てを巡っての不安や葛藤のほか様々な要因を背景として、育児ノイローゼや児童虐待などが増加している。本市の児童相談所における虐待にかかわる相談・通告受理件数も、ここ5年で、2倍以上の増加を見せている。児童虐待は、子どもたちの心と体に深い傷跡を残し、全国的には死亡に至る事例も発生していることから、深刻かつ重大な社会問題となっている。

少年非行の問題についても、児童相談所に寄せられる非行に関する相談は、近年減少傾向にあるものの、社会的には、援助交際・薬物乱用・重大触法行為の発生や低年齢化など深刻な現状がある。

学校においては、不登校児童生徒数は、平成13(2001)年度を頂点に、若干ではあるが減少傾向にある。また、いじめについては、件数は横ばい傾向にあるが、いじめにつながる「悪質な悪戯・いやがらせ」は増加傾向にある。全体として、不登校・いじめについて依然として憂慮すべき状況が続いている。

そのほかにも学級崩壊、問題行動、児童買春などの子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題が発生している。

今後の施策の在り方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように、子どもは、身体・生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体である。更に、子どもは、単に保護・指導の対象としてのみとらえられるのではなく、自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければならない。

また、子どもたちの実態に見られる「いじめ」や「問題行動」、生命を軽視する風潮などの様々な課題や人権を巡る問題は、大人社会の反映であることを改めて認識する必要がある。



〔虐待〕

- ・児童相談所を中心とした早期発見・早期対応のための体制の確保、また、問題を抱えながら自ら支援を求めない家庭に対する家庭訪問など、虐待の予防から保護、ケアまでを含んだ、総合的な子育て支援策の推進
- ・PTAや地域諸団体と連携した児童虐待の早期発見、虐待防止のための教育及び保護者啓発の一層の充実、児童相談所をはじめ関係機関との連携の強化
- ・個々の事例に応じた関係機関との連携とネットワークの構築

〔不登校、いじめ、問題行動〕

- ・生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において、子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係の下で、自己肯定感を確立し、子ども同士の仲間意識・他者を認めていく意識を高めていくことを目指した保育の推進
- ・温かい人間関係を基盤とし、一人一人がうるおいと活気に満ちた学校生活を送り、存在感や成就感を味わえる学級づくり
- ・問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど、三者が連携した課題解決に向けた取組の推進
- ・児童・生徒がいきいきと活動し、そこにいることの喜びや存在感を感じることできる「心の居場所」づくり
- ・自尊感情の向上、自己実現を図っていくための様々なスキル^{*}の獲得に向けた取組の推進
- ・児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等関係機関の連携の強化、家庭・地域社会との連携

〔安全教育〕

- ・学校の危機管理体制を一層充実するとともに、IT機器を活用して安心安全に関する情報を家庭、地域に発信するなど、学校を中心とした「地域ぐるみの安全」の推進
- ・身の周りに起こりうる危険を予測する学習を通して自分の行動を見直し、交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組の推進

● 高齢者 ●

これまでの動向

昭和57（1982）年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成3（1991）年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌平成4（1992）年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促進するとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成11（1999）年を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

国においては、平成7（1995）年に制定された高齢社会対策基本法に基づき、国際的な動向も踏まえながら各種の対策を講じてきている。平成13（2001）年には引き続きより一層の高齢社会対策の推進のため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定された。

本市では、昭和59（1984）年「京都市老人福祉中・長期計画」の策定以降、平成4（1992）年には「京都市高齢社会対策推進計画」を策定し、総合的、計画的に取組を推進してきた。平成15（2003）年には「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）」を策定し、高齢者一人一人が、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築を目指して、各種の取組を推進している。

現状と課題

本市では、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が、政令指定都市の中でも2番目（平成12年国勢調査）に高く、65歳以上の高齢者のいる世帯数も総世帯数の約3割と急増している。また、子どもや孫と同居する三世帯世帯の割合は著しく減少するなど、核家族化の進行により家庭内で高齢者と子どもがふれあえる機会が減少している現状がある。

更に、本市における高齢者人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合は伸び続けており、平成14（2002）年10月現在で16.36%と、全国平均よりも高い状況にある。介護が必要な高齢者が増加する中で、介護が必要な期間の長期化、介護を行っている家族の高齢化等、介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待等の様々な権利侵害が社会問題となっており、介護の多くは妻や娘が担っており、女性に集中しているという現状がある。

今後の施策の在り方

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に生かし、地域社会の中でいきいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには、すべての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとしてとらえ、その理解と関心を深めることが必要である。

【学校教育】

- ・総合的な学習の時間での福祉をテーマにした学習や学校行事における高齢者との交流、高齢者福祉施設への訪問

【生活環境】

- ・高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう、住宅施策と保健福祉施策との連携等による「すまいづくり」やユニバーサルデザインに基づく「まちづくり」の推進など、ソフト・ハードの両面からの高齢者の生活環境の整備



〔社会参加〕

- ・高齢者が、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、社会参加の場を提供しつつ、様々な機会を活用して、高齢者の意識向上を促し、社会参加への意欲の高揚につなげる取組の推進
- ・様々な世代が共に参加できる多様なイベントの開催、高齢者福祉施設と児童福祉施設等との合築・併設の検討など、世代間が交流できる機会の提供

〔介護予防〕

- ・介護が必要となる状態になる前からの健康づくりや介護予防が重要であることから、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野の連携による介護予防の積極的な推進

〔認知症高齢者〕

- ・認知症高齢者とその家族が地域社会から孤立しないよう、認知症（痴ほう症）に対する正しい知識と理解の普及、啓発活動の推進
- ・自己の判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守る権利擁護対策の推進、特に、積極的な成年後見制度^{*}の普及啓発・利用促進
- ・高齢者の尊厳を支えるケアの確立

〔虐待〕

- ・要介護者対策及びその家族の負担軽減を含む総合的な支援
- ・高齢者の虐待が重大な人権侵害であることについての認識と理解を深めるための啓発活動の推進
- ・在宅介護における高齢者への虐待については、児童虐待と同様に早期介入など踏み込んだ対応が必要であることから、虐待防止に関する法的整備についての国への働きかけ

● 障害者 ●

これまでの動向

国連は、昭和56（1981）年を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障害者福祉を増進するように提唱した。これを受けて、国においては、昭和57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」、平成7（1995）年12月に「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を策定し、平成14（2002）年12月には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」を策定して、障害者福祉の取組を進めている。平成16（2004）年6月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記された。また、「自閉症^{*}、学習障害^{*}などの発達障害者の支援に関する法律（発達障害者基本法）」が平成17（2005）年度

から施行される。

本市では、障害のある市民の社会への「完全参加と平等」の実現を図るために、昭和58（1983）年に「国際障害者年京都市行動計画」を策定した。同計画の期間終了後の平成4（1992）年10月には、社会情勢等に則して改正を加えた「国際障害者年第2次京都市行動計画」を策定するとともに、平成10（1998）年4月には、同計画の重点施策実施計画として「京都市障害者いきいきプラン」を策定し、取組を進めてきた。

一方、精神障害については、平成8（1996）年4月の「精神保健福祉法」の大都市特例施行に伴い、大半の事務事業が京都府から本市に移管されことを受けて、平成11（1999）年3月には、本市の精神保健福祉施策を総合的に推進するため「京都市こころのふれあいプラン」を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた取組を進めている。

「京都市障害者いきいきプラン」や「京都市こころのふれあいプラン」等が最終年度を迎えた平成15（2003）年3月には、身体、知的、精神の3障害一体の計画として「京都市障害者施策推進プラン」を策定し、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労など7つの分野から障害者施策を推進することとした。同プランでは、障害者施策7分野の1番目に「人権の尊重と理解・協働の促進」を掲げており、すべての市民がふれあいを通じて共に支え合っていくことができる共生社会の実現を目指して、各種の取組を進めている。

また、学校教育においては、障害のある児童・生徒一人一人がその可能性を最大限に発揮し自立・社会参加できるよう、障害のある児童一人一人の状態や発達段階等に応じた教育の推進、充実に積極的に取り組んでおり、平成16（2004）年には、障害種別の枠を超えた全国初の地域制の総合養護学校を開校した。

現状と課題

昭和56（1981）年の「国際障害者年」以降、各種の取組を通じて、ノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつあるが、平成13（2001）年10月に実施した「京都市障害者実態調査」（身体・知的障害児者を対象）では、外出の際の問題点として、「道路や駅に階段や段差が多い」、「道路に障害物が多い」などの意見のほか、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられて



おり、物理的な障害のほかに、無理解、無関心といった問題が依然として存在している。また、平成13（2001）年11月に実施した「京都市精神保健福祉に関する調査」でも、「精神障害やてんかんに対する理解を深める活動」を要望する方が高い比率になっているとともに、地域生活をするうえで「となり近所とのつきあい」に困っているという意見も多く、精神に障害のある市民を取り巻く地域社会において、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

「京都市障害者実態調査」では、「障害のある人の権利を守る施策」を要望した人の比率が、身体障害児者で約20%、知的障害児者で約30%あった。平成15（2003）年度から障害者福祉サービスの一部が事業者との契約により利用する支援費制度に移行したことから、利用者保護が必要となっている。

また、自閉症児等に対する療育の普及に先進的に取り組んでいるが、他の医療機関での取組が広がっていない現状において、多くの待機児童が生じているほか、学校教育分野においても、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の観点から、学習障害等による特別な教育的支援が必要な子どもたちに対する新しい教育支援システムの確立が、緊急を要する課題となっている。

今後の施策の在り方

障害の有無という区別の仕方や、福祉的な施策の対象者という捉え方ではなく、障害者の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また、障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する必要がある。

〔保育・学校教育〕

- ・障害のある子に対する発達状況を考慮した保育、援助指導
- ・障害のある子もない子も共に育ち合う保育の推進
- ・身体障害、知的障害のある子どもや、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害*）、高機能自閉症等の子どもも含め、障害による特別な教育的支援が必要な子どもに対する、一人一人のニーズに応じた教育の充実
- ・地域の総合育成支援教育相談センターである総合養護学校における相談・支援、情報発信等による、就学前から卒業までの生涯にわたる総合的な支援
- ・「企業就職」を希望する高等部生徒や保護者のニーズにこたえるため、働く意欲の向上、働くためのより専門的な知識や技能の習得、産業現場等での実習の活用など、卒業後を見据えた教育の拡充

〔自閉症児者等及びその家族への支援の充実〕

- ・自閉症児者等に対する支援を総合的に行うため、自閉症・発達障害支援センターを設置し、児童福祉センターの自閉症発達外来などと十分連携しつつ、相談から療育、就労支援、啓発などを実施

〔啓 発〕

- ・障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある市民に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進

〔権利擁護システムの充実〕

- ・知的障害や精神障害のある市民の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して生活で

きる社会を築くため、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の利用の促進

〔精神障害のある市民の自立促進〕

- 精神病院への実地指導や精神医療審査会などによる適正な精神医療の確保
- 病状が安定して入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における生活支援体制が十分でないなどの理由で入院を余儀なくされているいわゆる社会的入院者への退院促進支援

〔社会参加・交流の促進〕

- 手話通訳者や要約筆記者の配置、録音図書等の貸出、対面朗読等の実施など、障害のある市民が学習講座等に参加できる条件の整備
- 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、障害者スポーツ指導者の養成講座等の実施
- 障害のある市民とない市民の協働と交流の促進、地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進
- 企業等に対する障害者の積極的な雇用の促進や、障害のある人もない人も共に働ける職場づくりの促進のための啓発活動の推進

〔まちづくり〕

- 建築、公共交通機関、道路、公園等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるバリアフリー化の推進
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、社会のあらゆる分野において、誰もが障壁を感じるここのない生活環境をつくることを目指した京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づく取組の推進

第2章

● 同和問題 ●

これまでの動向

本市の同和対策事業は、大正8（1919）年、全国に先駆けて同和地区内に託児所を設置したことに始まる。本格的には、昭和26（1951）年のオールロマンズ事件^{*}を契機として、翌年に「今後における同和施策運営要綱」を策定し、同和問題の解決を本市の最重点課題の一つとして位置付け、市政全般にわたる取組を開始した。

国の同和対策事業は、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申を踏まえて施行された昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」、昭和57（1982）年の「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」によって、環境改善をはじめ教育、保健、福祉、就労、啓発等の施策が推進されてきた。

本市においては、昭和44（1969）年、同和対策事業特別措置法が制定されたことを受けて、本市において各部局の取組方針を明記した「京都市同和対策長期計画」を

策定し、同和対策事業の量的な拡大と質的な充実を図った。昭和62（1987）年には、それまで実施してきた事業を総合的に点検し、同和問題の解決に至るまでの基本的指針として「同和問題の解決を目指す京都市総合計画（案）」を策定し、これに基づき今日までの環境の改善、教育の充実、職業安定対策、隣保館を拠点とする各種施策及び市民啓発活動を基本5施策として取組を推進してきた。

国において、平成8（1996）年5月に、地対財特法期限後における同和問題の早期解決に向けた取組の在り方について、地域改善対策協議会から意見具申が出された。それを踏まえて、地域改善対策特定事業については、平成14（2002）年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、以後は、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられることになった。

本市においても、同和問題の解決に向けた長年の取組と同和地区住民、関係団体等の努力とがあいまって、同和地区の住環境や住民の生活実態は大きく改善され、同和行政は大きな成果を挙げてきた。このことを踏まえ、本市では、地対財特法の期限である平成13（2001）年度末に特別施策としての同和対策事業を終結した。しかし、同和問題を解決するうえで残された課題があることから、平成14（2002）年1月に「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」を策定し、同和問題の早期解決に向けた平成14（2002）年度以降の取組の在り方を取りまとめた。

現状と課題

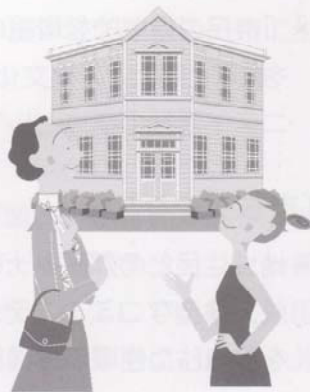
特別施策としての同和対策事業は、同和問題の解決の重要性和緊急性から、施策の対象を同和地区又は地区住民に限定し、一般施策を補完する特別措置として実施してきたところであり、同和地区住民、関係団体との努力とがあいまって、その住環境や生活実態は大きく改善されてきた。このことを踏まえ、本市は、平成14（2002）年3月末をもって特別施策としての同和対策事業を終結した。

しかしながら、市民意識、教育、崇仁地区の環境改善など、同和問題を解決するうえでの課題は残されており、また、旧地対財特法が規定する対象地域においては、このほかにも、人口の減少や少子長寿化の急速な進展など、現代社会の課題が特に顕著に現れている。

市民意識については、人権問題に関する意識はかなり高まってきたとはいえ、現実には、部落差別につながるおそれのある身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板等への差別表示の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が跡を絶たない状況がある。また、市民に同和問題についての誤った認識を与える「えせ同和行為」が依然として存在し、同和問題解決の障害となっている。

学校教育では、これまでの取組の結果、高校進学率に象徴されるように学力水準は向上したが、近年、再び学年進行に伴い低学力層に偏る傾向の顕在化、高校非卒業率、大学進学率の格差などの課題が残されている。

また、これまでの同和対策事業の成果により、より広



第2章

がりのある職業分野に進出し、仕事の安定が図られることによって、若年層及び壮年層の経済状況が安定した層が地区外へ転出したことなどにより、経済的にも教育・文化的にも厳しい条件におかれている家庭の割合は増加してきている。

今後の施策の在り方

本市は、平成14（2002）年3月をもって特別施策としての同和対策事業は終結したが、今後は、同和問題の早期解決を目指し、「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」で示す「同和問題が解決された姿」を実現するため、地域や対象を限定せず、住民一人一人の置かれている状況を踏まえた課題に焦点を当てることにより、個々のニーズに応じた一般施策を的確に実施し、今日までの大きな成果が損なわれることがないように取り組む。

〔保育・学校教育〕

- ・保護者との連携の下、一人一人の子どもたちの豊かに伸びる可能性を引き出し、主体的な生きる力をつける保育の推進
- ・多くの子どもたちや保護者、住民が集い、交流する場となりつつある保育所における同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発の推進
- ・児童・生徒の課題を踏まえ、一人一人の学力を向上させ、進路の保障を図るため、主体的努力を引き出し、自己実現に向けた自立を支援
- ・「人権教育指導資料集」を効果的に活用した、同和問題をはじめとする人権問題解決への実践的態地の基礎の育成

〔啓 発〕

- ・講演会など様々な手法による学習機会の提供
- ・NPOの活動に対する支援など市民の自主的な学習活動の促進
- ・企業等における就職の機会均等を保障する公正な採用選考の促進及び同和問題についての啓発活動の推進
- ・保護者一人一人が人権尊重を日々の生活で実践し、人権問題の解決に向けて主体的な役割を果たすことを目指した効果的な啓発活動の推進
- ・市民啓発と企業啓発の一体的な推進、身近な行政機関である区役所、個別の課題に応じた専門機関での取組など、行政内部や関係機関の連携による効果的、効率的な啓発活動の実施

〔コミュニティセンターの活用〕

*コミュニティセンター条例の改正により、平成21年4月1日削除

〔まちづくり〕

- ・地域住民とのパートナーシップの下、各地区の実態を踏まえた良好な居住環境の形成、健全なコミュニティの維持・発展、周辺地域との交流、「住み続けられるまち」を目指した住環境整備施策の推進

● 外国人・外国籍市民 ●

これまでの動向

昭和23（1948）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が国連総会で採択されたのを受け、「国際人権規約」をはじめ、「難民条約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「移住労働者条約」などの人権に関する条約が国連において採択された。

我が国においても、昭和54（1979）年に「国際人権規約」を批准し、国籍を越えた人権保障の権利の在り方について問い直されることとなった。昭和56（1981）年には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金法や児童扶養手当法等の社会保障関係法令から国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われた。昭和55（1980）年には「女子差別撤廃条約」に署名した後、昭和59（1984）年に国籍法を改定し、従来の父系血統主義から父母両系主義に改めた。

また、平成12（2000）年には外国人登録法の改正により指紋押捺制度の全廃などが実現し、平成16（2004）年には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校（一部を除く）卒業生への大学入学資格が付与されるなど、在住外国人の法的地位と権利擁護のための法整備が行われている。

本市では、平成9（1997）年に「京都市国際化推進大綱」を策定し、本市に暮らす外国籍の人々を国籍の異なる市民であるという意味で、「外国籍市民」と位置付け、すべての人々の人権を尊重し、「共に生きる社会」を築くことを基本的な考えとして示した。平成10（1998）年には、外国籍市民の市政への参加を促進することを目的に、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、本市が取り組むべき課題などについて意見を求める機関として「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置した。平成13（2001）年には、本市一般職の採用に係る国籍要件を緩和し、平成14（2004）年度からは医療通訳派遣事業を実施するなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

学校教育においては、平成4（1992）年に策定した「京都市立学校外国人教育方針」の下、すべての児童・生徒が国や民族の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養うことを目指した取組を進めている。

現状と課題

本市人口の約3%を占める外国人登録者数のうち、7割が韓国・朝鮮籍である。近年は、留学生や就学生、中国からの帰国者の家族等をはじめ、中国籍やフィリピン籍等の新定住外国籍市民は増加する傾向にあり、民族、国籍が多様化している。外国人・外国籍市民は、教育、就職、住宅、福祉をはじめ、生活の様々な面において、外国人であるという理由だけで差別や不利益を受けるという問題がある。



今後の施策の在り方

すべての人々が、民族、国籍、文化等の違いを互いに理解し合い、また、外国籍市民が制度上の格差等による不利益を被ることのない、すべての人の人権が尊重される多文化共生社会を実現する必要がある。

〔保育・学校教育〕

- 子どもたち同士が文化の違いを認め合い、お互いを尊重し合える心を育てる保育の推進、外国の絵本など、乳幼児期から多様な文化に触れる取組の推進
- 我が国や様々な国の文化、伝統を理解、尊重し、それぞれの主体性を認め合う態度の育成、多文化共生の精神の醸成
- 外国人児童・生徒等の実態を把握し、一人一人の自己実現に向けた学力の向上と個性の伸張を目指した取組の推進、また、小・中・高の連携による将来を見据えた進路指導の充実
- 中国帰国児童・生徒について、日本語能力や生活習慣の違いなどを認識した、日本語の習得、生活適応促進などの取組の推進
- 一時的に滞在する外国人児童・生徒について、学力の定着と円滑な日常生活を目指した、日本語指導のボランティア講師、担任、家庭の連携による取組の推進

〔就 労〕

- 企業等に対する就職の機会均等を保障した公正な採用選考の促進
- 外国人労働者に対する適正な労働条件の確保

〔多言語等への対応〕

- 行政施策に関する情報の多言語パンフレットの発行やFM放送を利用した英語による情報の提供、医療通訳の派遣等
- 言葉や日本の文化、習慣、行政制度等に不案内な外国人・外国籍市民のための、弁護士や行政書士等による相談窓口の整備

〔交流の促進〕

- 異文化理解の促進、多文化共生社会の実現を目的とする外国籍市民も含めたすべての市民が交流できる機会の提供

〔啓 発〕

- 講演会の開催やメディア、印刷物等を利用した啓発活動の推進

〔市民参加〕

- 外国籍市民に関する諸問題について、本市が意見を求める「京都市外国籍市民施策懇話会」を中心とした、外国籍市民の市政への参画の促進

● 感染症患者等 ●

これまでの動向

◆HIV感染者、エイズ患者*等

昭和63（1988）年、WHOは世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS DAY”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。平成8（1996）年より、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承している。

本市では正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発の推進を図るため、平成7（1995）年に「京都市エイズ対策基本方針」を策定した。また、UNAIDSが提唱する「世界エイズデー」に賛同し、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての普及活動を積極的に推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消に努めている。

◆ハンセン病患者・元患者

ハンセン病は、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。平成13（2001）年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた下級審判決が出されるに至った。

現状と課題

◆HIV感染者、エイズ患者等

世界各国でHIV感染者・エイズ患者が急増する中、我が国におけるHIV感染者・エイズ患者の数も、先進国の中で唯一増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが急がれている。

また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により、患者・感染者及びその家族が、診療拒否、採用拒否、解雇、賃貸住宅への入居拒否等不当な扱いを受けるなどの問題が生じている。



◆ハンセン病患者・元患者

ハンセン病はらい菌による感染症であるが、感染による発病の可能性は低く、また、治療法も確立している。患者・元患者は、長期にわたり家族や社会から隔離されてきただけでなく、現在においても、高齢化等により社会への復帰が極めて困難な状況にある。更に、最近のハンセン病元患者に対する宿泊拒否等の事例に見られるように、偏見・差別意識が解消されていないのが現状である。

そのほか、感染症や疾病に関する不正確な知識、思い込みにより、感染症患者等への偏見や差別意識が生じ、患者とその家族も含めて、人権上の問題が生じている。

今後の施策の在り方

感染症患者等については、社会から切り離すといった視点でとらえるのではなく、疾病や感染防止に対する正しい知識を普及させるとともに、患者等の人権を尊重し、一人一人が安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮する。

〔支 援〕

- ・患者・感染者が安心して受けられる医療体制の確立
- ・市民がより検査・相談を受けやすい体制づくりの推進

〔教 育〕

- ・子どもたちの性に関する意識や実態の把握に基づく、生命尊重、男女平等の精神を踏まえた性教育・エイズ教育の推進

〔啓 発〕

- ・マスメディア等を活用した正しい知識の普及と、患者・感染者の人権擁護についての広域的な啓発の推進、若年層を中心とした感染防止のための啓発強化
- ・外国語冊子の作成による、外国人に対する啓発の推進
- ・企業等における社員教育の場や社内広報媒体等を使った正しい知識の普及、患者・感染者のプライバシー保護と人権擁護についての啓発の促進

● ホームレス ●

これまでの動向

ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。平成 15（2003）年 1 月～2 月に国により実施された調査によると、全国 581 市町村におけるホームレスの数は 25,296 人であり、本市においても 624 人が確認されている。これは政令指定都市（東京都 23 区を含む）の中で、5 番目に多い状況となっている。

国においては、平成 14（2002）年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、平成 15（2003）年 7 月には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定された。

本市においては、平成 16（2004）年 8 月「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、自立に向けた支援等を積極的に推進している。

現状と課題

厳しい経済情勢等により、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀な

くされている人々が多数存在する。就業の機会がないために失業状態にあたり、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。また、ホームレスとなった人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権にかかわる重大な問題が発生している。

今後の施策の在り方

- 就業機会の確保をはじめ、安定した居住場所、保健及び医療の確保、生活に関する相談や指導など、関係行政機関の密接な連携による個々のホームレスの状況に応じた自立支援施策の推進
- ホームレスの実情についての理解の促進を目的とした人権研修会の開催等による地域での人権啓発・教育の推進
- ホームレスに対する支援活動を実施している各種民間団体等との積極的な意見交換や情報交換

● その他の課題 ●

現状と課題

先に掲げた重要課題のほか、社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が発生している。

〔性同一性障害者等〕

- 性同一性障害とは、生まれながらの自分の体の性と心の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状況をいい、認知はされつつあるが、まだまだ社会の理解は低いのが現状である。そのため、外見と戸籍上の性別との不一致による様々な偏見や差別にさらされ、当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況に置かれている。

また、同性愛者への差別といった性的指向にかかる問題も生じている。

〔犯罪被害者等〕

- 犯罪は犯罪被害者等に対する重大な人権侵害であるのは当然のことながら、マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉き損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害などの二次的な被害も問題となっている。

また、犯罪被害者等に対する社会の理解が十分でなく、社会全体でこれを支援していく必要がある。

〔刑を終えて出所した人〕

- 本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人々にとって厳しい現実がある。

【アイヌの人々】

- 民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化に対する理解と認識が不足し、アイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることなどがある。

【プライバシーの侵害】

- 現代の情報化社会においては、本人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっている。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報が漏えいしたり、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生している。

また、身元調査のように差別的な行為につながる、加重的な人権侵害が引き起こされている。

【インターネットによる人権侵害】

- インターネット利用者の急激な増加により、ホームページにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信や電子掲示板を利用した不特定多数の利用者による情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が一方的に掲載されるなど、重大な人権侵害が頻発しているが、法的な規制が追いついていない状況にある。



【婚外子・母子（父子）家庭】

- 婚外子（非嫡出子）^{*}については、法制度上の問題も指摘されているところであるが、依然として社会の中に差別が残っている。

また、母子（父子）家庭に対する差別があり、就業面等で厳しい状況に置かれている問題などがある。

今後の施策の在り方

これらの様々な人権課題については、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」や「犯罪被害者等基本法」が制定されるなど、対応が図られているものもあるが、依然として社会的な認知度が低いことも考えられる。これらが人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の意見を十分に把握し、可能なものから制度等の改善を行うなど、意識だけでなく実際の社会生活にかかわる面での改善にも取り組む。